

第60回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成28年4月18日(月)午後2時00分
- 2 開会の日時 平成28年4月18日(月)午後2時00分
- 3 閉会の日時 平成28年4月18日(月)午後3時07分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別
定数40名 出席37名 欠席 3名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	板野 實	出席	21	藤原 秀正	出席
職務代理	柴田 一郎	出席	22	井上 利明	欠席
3	須々木 昭孔	出席	23	五賀 栄一	出席
4	小橋 秀臣	出席	24	安田 久子	出席
5	横山 勇	出席	25	賀門 義和	欠席
6	河本 和彦	出席	26	久山 優	出席
7	齊藤 武彦	出席	27	荒井 隆文	出席
8	蜂谷 邦生	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
9	池上 克己	出席	29	宮武 博	出席
10	川上 敬三	出席	30	左山 秀夫	出席
11	高木 友好	出席	31	船橋 文雄	出席
12	中尾 稜	出席	32	北村 公茂	出席
13	遠藤 茂	出席	33	小林 弘幸	出席
14	林 健二	出席	34	山本 正三	出席
15	北山 晴夫	出席	35	岩藤 佐知子	出席
16	西山 國忠	欠席	36	人見 清	出席
17	二宮 万太郎	出席	37	脇本 忠正	出席
18	安信 政志	出席	40	中野佐都子	出席
19	佐藤 康彦	出席	41	吉本 賢二	出席
20	信定 知福	出席	42	田尻 祐二	出席

6 農業委員以外の出席者

事務局 局長 山神 一正 参事 箕浦 勝宏 次長 真田 明彦
 課長 万代 幸男 副専門監 浦田 隆次 課長補佐 浦上 和彦
 課長補佐 佐藤 孝司 係長 難波 仲広 副主査 原田 実

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (4) 転用事業計画変更承認申請について
- (5) 農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請について
- (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
- (7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）
- (8) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定及び転貸）
- (9) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告
- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について（事務局長専決）
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について（事務局長専決）
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
 - (4) 農地法施行規則第29条第1号（旧32条第1号）該当転用届について
 - (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 平成28年度事業について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

6番：河本 和彦 36番：人見 清

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第60回総会を開会します。（あいさつ）

議 長 議事録署名委員を指名します。6番 河本 和彦委員、36番 人見 清委員にお願いします。

それでは議案の審議に入ります。事務局、訂正等あればお願いします。

難波係長 （議案の訂正等について資料により説明）

3月18日の総会で許可の議決がなされ、3月30日の岡山県農業会議に諮問した転用許可申請については、全件許可相当との答申がありましたので、他法令の関係で許可を待っているもの以外はすべて許可指令書を交付しています。なお、この4月1日から改正農地法が施行され、転用面積が30アール

以下の案件については、県農業会議への諮問手続が必須ではなくなり、任意と規定されましたので、諮問が必要との議決がなされない限り、総会の議決で許可ということになります。

議 長 第1号議案、農地法関係申請等についてを上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 1番、受人は福谷に居住し、約59アールの農地を耕作する農業者で、増反により、福谷の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、また、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、受人達は今保に居住し、世帯で約43アールの農地を耕作していますが、受贈により、今保の田を取得しようとするものです。なお残りの持ち分も受け人の一人が遺産分割で取得する予定となっています。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、また、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、受人は富原に居住し、約40アールの農地を耕作する農業者で、増反により、富原の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は吉宗に居住し、約77アールの農地を耕作する農業者で、増反により、吉宗の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番から4番までの4件ですが、いずれの案件も各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで全件許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 5番、受人は粟井に居住し、約1.8ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反及び借入地の取得により粟井の田を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は川入に居住し、約64アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により、川入の田を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番から9番までの3件は受人が同じなので、同時に説明します。受人は中区乙多見に居住し、約47アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により、いずれも東花尻の田を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、11番も受人が同じですので同時に説明します。受人は新庄上に居住し、約63アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により、10番では新庄上の田を、11番では新庄下の田をそれぞれ取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は河原に居住し、約1.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により河原の畑を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は玉野市迫間に居住し、約81アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により惣爪の田を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は延友に居住し、約85アールの農地を耕作する農業者ですが、親からの受贈により延友の田を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は平野に居住し、約1.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により庭瀬の田を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 5番から15番までの11件ですが、いずれも各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 16番、受人は御津河内に居住し、約73アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津河内の田を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 16番の1件ですが、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 17番は、平成28年4月18日付で取下書が提出されました。

18番、受人は藤田に居住し、約49ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件を

すべて満たしていると考えます。

19番から21番までの3件は受人が同一ですので、同時に説明します。

受人は中畦に居住し、このたび新規に就農しようとするため、19番では内尾の兄の田に3年間の使用貸借権を設定し、20番と21番は中畦の田を所有権移転しようとするものです。

権利設定及び取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番、受人は郡に居住し、約86アールの農地を耕作する農業者で、増反により郡の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

23番、受人は植松に居住し、約11アールの農地を耕作する農業者で、増反により植松の田に賃借権を設定しようとするものです。賃貸借期間は10年間、賃料は6,000円です。

権利設定後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 17番から23番までの7件のうち、取下げの1件を除く6件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(1)は、中・中央地区1番から南区23番までの23件の内、取下げの17番を除き、22件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(1)についてはそのように決定いたします。

議長 次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長

4 ページ 1 番、転用目的は農家住宅・農業用倉庫です。平成 27 年 8 月締めで農振除外の申し出がなされ、除外相当で協議済みの案件です。申請人は倉敷市平田の持家でひとり暮らしをし、足守地区へ通作で農業を営んでいますが、この度長男家族と同居して農業を行うため、耕作に都合の良い自己所有の申請地を農家住宅・農業用倉庫に転用しようとするものです。なお既存の持家及び長男の家と土地は売却します。

農地区分は、農地の広がりがあるが 10 ヘクタール以上の 1 種農地と判断されますが、「集落に接続した住宅」に該当し、自己の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 1 番の 1 件ですが、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査

2 番、転用目的は自己住宅です。申請者は現在、倉敷市水江のアパートに家族 3 人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったため、実家に近く農作業の手伝いや母親の面倒を見るのにも便利な申請地に自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから 300 m 以内の 3 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3 番、転用目的は農家住宅です。平成 27 年 8 月締めで農振除外申し出があり、除外相当で協議済みの案件です。申請人は現在、申請地に隣接した自宅に居住し、約 2.2 ヘクタールの農地を耕作していますが、現家屋が国道 180 号線バイパス工事で収用対象となったため、隣接の申請地に農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが 10 ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、自己所有地で「集落に接続した住宅」及び「農業用施設」に該当し、他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は農家住宅・農業用倉庫です。平成27年8月締めで農振除外の申し出があり、除外相当で協議済みの案件です。申請人は現在、浦安西町の自宅に居住し、約1.5ヘクタールの農地を耕作していますが、現家屋が都市計画道路市道藤田浦安南町線道路改良事業で収用対象となったため、耕作地に隣接し耕作の効率の良い申請地に農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール以上の1種農地ですが、「集落に接続した住宅」に該当し、自己所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。転用面積については、収用される既存の住宅敷地及び農業用施設敷地と同面積であり、妥当な面積と考えます。被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 2番から4番までの3件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（2）は、北・吉備地区1番から南区4番までの4件全件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（2）についてはそのように決定いたします。

議 長 次に申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 1番、転用目的は分家住宅です。平成27年8月締めで農振除外の申し出がなされ、除外相当で協議済みの案件です。受人は北区檜津の実家に家族5人で住んでいます。子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったため、実家に近く、また農地にも近い申請地を父親から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。なお実家にはこれまでどおり父親が居住します。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は自己住宅です。平成27年8月締めで農振除外の申し出があり、除外相当で協議済みの案件です。受人は田益の借家に家族4人で住んで

いますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったため、生活環境がかわらず、菅野にある妻の実家にも近い申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、インター入口から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は自己住宅です。平成27年8月締めで農振除外の申し出があり、除外相当で協議済みの案件です。受人は一宮の借家に家族4人で住んでいます。子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったため、吉備中央町へ通勤しやすく、また総社や花尻の両方の実家に行くのに都合の良い申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番から10番までの7件は同じ地域の案件ですので同時に説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

4番、受人は倉敷市北畝の借家に家族3人で住んでいます。子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったため、夫の勤務地が伊福町に変わるのを機に、厚生町にある妻の勤務地にも通勤しやすくなる申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

5番、受人は花尻ききょう町の借家に家族3人で住んでいます。子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったため、北長瀬本町にある妻の実家に近く、子どもの面倒も見てもらいやすい申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

6番、受人は花尻みどり町の借家に家族4人で住んでいます。子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったため、総社市にある勤務地と七日市西町にある妻の実家の間で、生活環境も変わらない申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

7番、受人は中区浜1丁目の夫の持家に家族3人で住んでいます。老朽化が激しく、息子の島田本町の勤務地に通勤しやすく、万成東町にある夫の入院先にも行きやすい申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。なお現住居は売却します。

8番、受人は南区新福1丁目の借家に夫婦で住んでいます。出石町にある妻の勤務地と倉敷市にある夫の勤務地中間で通勤しやすい申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

9番、受人は平田の借家に家族4人で住んでいますが、子供の成長に伴い、家財道具も増え、住居が手狭になったため、久米にある妻の勤務地と野田4丁目にある夫の勤務地に通勤しやすい申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

10番、受人は大安寺中町の借家に家族4人で住んでいますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったため、生活環境が変わらない申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも駅から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、転用目的は自己住宅です。平成27年8月締めで農振除外の申し出がなされ、除外相当で協議済みの案件です。受人は御津金川の借家に家族4人で住んでいますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったため、伊島北町の実家に近く、子の面倒を見てもらいやすい申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番から11番までの11件について、いずれの案件も各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで全件許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 12番、転用目的は露天駐車場です。申請人は川入の持ち家に居住していますが、この度古民家の建物と敷地を購入し転居する予定ですが、敷地内に駐車場がないため、隣接する申請地を所有権移転し露天駐車場に転用しようとするものです。なお 既存の住居は娘に譲渡する予定です。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番と14番は申請人が同じで一体の事業なので、同時に説明します。転用目的は自己住宅及び進入路です。平成26年11月に農振除外済みの案件で

す。

13番、申請人は総社市福井の賃貸アパートに家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い住居が手狭になったため、農業の手伝いや両親の面倒を見やすい、祖父所有の申請地を使用貸借権設定し、自己住宅に転用しようとするものです。

14番は、13番の申請地が道路に接していないため、進入路が必要であり、隣地である申請地を取得し、進入路に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、「集落に接続した住宅」に該当し、他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、転用目的は自己住宅です。平成27年5月に農振除外済みの案件です。申請人は倉敷市中庄のアパートに家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増えて住居が手狭になったため、実家に近く両親の介護や農業の手伝いに都合がよく、子どもの通学予定の小学校にも近い、父親所有の申請地を使用貸借権設定し、自己住宅に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、「集落に接続した住宅」に該当し、他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、転用目的は自動二輪車販売・修理業の店舗です。平成27年5月に農振除外済みの案件です。申請人は南区内尾にて自動二輪車販売をしていますが、申請地の近くには自動二輪車販売等の店舗がなく、地元の要望もあるため、父親所有の申請地を所有権移転し、自動二輪車販売・修理業の店舗に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、「集落に接続した日常生活上必要な施設」に該当し、他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、転用目的は露天駐車場です。平成27年8月締めで農振除外の申し出がなされ、除外相当で協議済みの案件です。申請人は吉備津で中古車販売業を営んでいますが、事業拡大のため、隣接地である申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

- 議長** 北・吉備地区協議会の協議の様をお願いします。
- 高木委員 12番から17番までの6件について、いずれの案件も各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで許可意見としています。
- 議長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。
- 全員 異議なし。
- 議長** 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。
- 難波係長 18番、転用目的は自己住宅です。受人は現在、北区御津宇垣の妻の実家に家族5人で生活していますが、老朽化のため不具合も多く不便であるため、現居住地の隣であり、これまでと環境を変えることなく生活できる申請地を妻の父から使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。
- 農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 19番、転用目的は居宅兼事務所です。受人は北区岡町に事務所を置き、不動産業を営む法人ですが、御津地区での事業が増えており、御津地区の発展を見込み、岡山市の市街地で行っている事業への交通のアクセスが良い申請地を取得して居宅兼事務所に転用しようとするものです。
- 農地区分は、駅から500メートル以内の区域にある2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 20番と21番は一体利用であり、関連がありますので同時に説明します。
- 転用目的は貸倉庫です。受人は北区御津国ヶ原に事務所を置き建設業を営む会社の役員ですが、事業量が増大し、会社の規模を拡大するにつれ、資材置場、会社保有のトラック、社員の駐車場等が不足しているため、本社に近い申請地を取得して、倉庫を建築し、会社に貸し付けしようとするものです。
- 農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 議長** 御津建部地区協議会の協議の様をお願いします。
- 藤原委員 18番から21番までの4件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。
- 議長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。
- 全員 異議なし。
- 議長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

22番、転用目的は分家住宅です。平成27年8月締めで農振除外の申し出があり、除外相当で協議済みの案件です。申請人は現在、中畦の実家に居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近く、農作業の手伝いをするにも、また将来両親の面倒を見るにも便利な申請地を母親から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、「集落に接続した住宅」に該当し、母の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23番、転用目的は露天駐車場への一時転用です。申請人は昭和55年1月に設立され、資本金300万円で、藤田に主たる事務所を置き、自動車の販売・修理・賃貸を主な事業とする法人ですが、会社敷地内だけでは駐車場が不足し、仕方なく申請地の西側道路に駐車している状況であるため、当法人の代表者が所有する申請地を使用貸借し、露天駐車場として一時転用しようとするものです。一時転用期間は許可日から3年間です。

申請地は農用地ですが、露天駐車場で一時的な利用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められ、例外的に許可が可能と考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

24番、転用目的は農家住宅です。平成27年8月締めで農振除外の申し出があり、除外相当で協議済みの案件です。申請人は現在、浦安西町の自宅に居住し、約30アールの農地を耕作していますが、現家屋が都市計画道路市道藤田浦安南町線道路改良事業で収用対象となったため、耕作地に隣接し耕作の効率の良い父所有の申請地を使用貸借し、農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、「集落に接続した住宅」及び「農業用施設」に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

25番から32番までの8件は同じ地域で関連があるため、まとめて説明します。転用目的はすべて自己住宅です。

25番、申請人は現在、中区西川原のコーポに夫婦で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、倉敷市の自分の通勤にも便利で、玉野市の妻の実家にも近くなり、出産後の子どもの世話や両親の世話をするのにも都合のよい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするもの

です。

26番、申請人は現在北区今保のコーポに家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、浦安本町の夫の勤務先への通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

27番、申請人は現在広島県福山市の社宅に夫婦で居住していますが、倉敷市へ転勤することとなり、通勤が困難であるのと、子どもが生まれる予定があり、家財道具が増え住居が手狭になってくるため、大福の妻の実家に近く、自分の通勤にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

28番、申請人は現在北区今のコーポに1人で居住していますが、子どもの出産予定があり、家財道具が増え住居が手狭になってくるため、箕島の実家に近く子どもの世話をしてもらうにも、将来両親の面倒を看るのにも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

29番、申請人は現在箕島の実家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近く生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

30番、申請人は現在倉敷市茶屋町のコーポに家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、築港緑町の自分の勤務先や玉野市の妻の勤務先への通勤にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

31番、申請人は現在植松のコーポに家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、北区中仙道の自分の勤務先と藤田の妻の勤務先への通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

32番、申請人は現在築港栄町の社宅に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、海岸通の自分の勤務先と北長瀬の妻の勤務先への通勤に便利で、倉敷市真備町の妻の実家への行き来にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、

一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 22番から32番までの11件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(3)は、中・中央地区1番から南区32番までの32件全件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(3)についてはそのように決定いたします。

次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 9ページ1番、平成27年4月28日付けで、農地改良を目的に4条の一時転用許可を受けましたが、盛り土の確保ができず、期間内に改良工事を終えることができないため、また農地改良の規模を縮小するため、計画変更するものです。期間は平成29年3月31日までに延長し、改良面積を1,613㎡に縮小するものです。

農地改良工事の一時転用で、延長による期間も3年以内であるので問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番の1件について審議したところ、事務局説明のとおりであり、承認意見です。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 2番、平成27年7月30日に農地法第5条所有権移転で転用許可を受けましたが、当初転用者が、金融機関の融資を受けられず住宅の建築を断念したため、承継者の自己住宅建築に事業計画変更するものです。

承継者は現在、広島県福山市のJRの社宅に家族4人で居住していますが、岡山への転勤が決まり、また子供の成長に伴い家財道具も増え住居が手狭になったため、勤務先に近く通勤に便利で、夫婦それぞれの実家に近く子育ての協

力を得やすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 2番の1件について審議したところ、事務局説明のとおりであり、承認意見です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（4）は、中・中央地区1番と南区2番の2件を承認と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。

議長 次に申請等（5）農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 10ページ前回保留1番、北区足守に居住する賃貸人からの解約申請です。下足守の田4筆、面積3,209㎡について、これまで耕作してきた賃借人の相続人■■■■氏が病気により耕作できなくなり、賃貸人との解約に合意しましたが、他の相続人で居所がわからない者がおり、全員での合意解約ができないため、申請にいたったものです。

現在、賃借人の相続人の意思等を調査中のため、北・吉備地区協議会では先月に引き続き今月も保留となっています。

議長 お聞きのとおりですので、今回も保留と決定します。

議長 次に別紙議案の、申請等（6）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）、（7）利用集積計画の決定について（利用権の設定）及び（8）利用集積計画の決定について（利用権の設定及び転貸）、を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

難波係長 別冊の方の1ページが（6）所有権移転の利用集積計画です。南区1番の1件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。今回

は出し手から財団へ所有権移転するものです。

次に２ページから６８ページまでが、(７)利用権設定の利用集積計画で、
６９ページから７１ページまでが(８)利用権の設定及び転貸の利用集積計
画です。本年２月取りまとめ分で、５月１１日予定の市の公告後に貸借が開
始します。別に付けております集計表もご覧ください。第二農業委員会分を
含めた岡山市全体はこのようになっています。この内第一農業委員会分は、
合計５６７件(前年同期６３７件)の申請があり、新規が１９５件、更新が
３７２件で、合計面積は２，６１４，４２４．８０㎡となっています。

これらの計画内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満
たしていると考えられ、各地区協議会ではいずれも承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 では、(６)から(８)までの岡山市農用地利用集積計画の決定
については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。

議長 次に申請等(９)農地法第３条の３ 第１項の規定による届出に
ついで審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

難波係長 １１ページ中・中央地区１番から１３ページ南区１６番までの１６件で、権
利取得の事由、権利の種類及び内容はご覧のとおりです。いずれもあつせん希
望はなしとなっています。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等(９)の１６件について
は、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定します。

議長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

原田副主査 報告(１)農地法第４条第１項第７号の規定による転用届、事務局長専決は、
１４ページ１番から９番までの９件で、転用目的は、貸露天駐車場１件、共同
住宅５件、長屋建住宅１件、露天駐車場２件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告(２)農地法第５条第１項第６号の規定による転用届、事務局長専
決は、１５ページ１番から１８ページ２８番までの２８件で、転用目的は、共

同住宅 2 件、建売住宅 2 件、自己住宅 2 件、分譲住宅地 6 件、露天駐車場・貸露天駐車場 7 件、敷地拡張 2 件、露天資材置場 1 件、宅地造成 3 件、公衆用道路 1 件、長屋建住宅 1 件、太陽光発電施設 1 件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（3）農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知は、19 ページ 1 番から 20 ページ 17 番までの 17 件です。解約理由は耕作目的で 15 件、転用目的で 2 件で、それぞれ合意解約が成立しており、離作料は備考欄のとおりです。

次に報告（4）農地法施行規則第 29 条第 1 号該当転用届、これは改正農地法が 4 月 1 日から施行されましたが、条項のずれによるもので、これまでの 32 条第 1 号と同じものです。21 ページ 1 番から 4 番までの 4 件で、施設の概要は、農業用通路等が 1 件、農業用倉庫が 3 件です。

次に報告（5）農地改良届は、24 ページ 1 番から 8 番までの 8 件です。目的は、普通野菜畑及び果樹園 2 件、果樹園 1 件、普通野菜畑 4 件、花卉畑及び果樹園 1 件です。

議長 これらの報告について、ご意見ご質問はありますか。

全員 異議なし。

議長 以上で第 1 号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きますして、第 2 号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 説明

議長 では以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他連絡事項が事務局ありますか。

事務局 ①次回総会予定（5 月 18 日（水）勤労者福祉センター 4 階大会議室）

柴田代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 07 分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員